

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件

原告 山口 薫

被告 学校法人同志社

準備書面 4

～近藤まり教授の差別発言による学問の自由の侵害～

平成29年3月2日

京都地方裁判所第6民事部はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 「近藤まり教授による差別発言とその容認」に関する答弁書に対する認否・反論

1. 平成25年1月9日開催「2012年度第13回ビジネス研究科教授会記録」(乙12)には、

Business Economicsはコア科目のため、偏った経済学ではプログラム上、困る。

システムダイナミックスを使わない経済学を教えて欲しいと山口教授に依頼したが、聞き入れなかった。

との記載がある。

被告は、近藤まり教授より、概ね議事録(乙12)記載のやり取りがあったことは認めている(5頁・12頁)。

2. この「偏った経済学」との発言について、被告は「近藤教授の発言は国際委員会の意見としてなされたものである」「発言の趣旨は、『Business Economics』は初年時に履修する科目であるため、システムダイナミックスという特定の分野に偏った授業をするのではなく、一般的な経済学についての講義をすべきという

ものである」とする（6頁・12頁）。

3. しかしながら、近藤まり教授の発言は、原告が教授する経済学が「偏った」ものであると決めつけることにより、原告の経済学者としての信用・資質・能力に対する社会的評価を低下させ、原告が専門とするシステムダイナミクスという手法を用いて経済学を講義することを否定し、原告の教授の自由に介入するものであり、原告が探求する学問を否定することを通じて原告の学者・研究者・大学教授としての人格的価値を否定するものであって違法である。
4. そして、そもそも近藤まり教授あるいは他の国際プログラム委員会の教員は、原告の講義を参観するなどしたこともなく、原告の講義の内容を自ら確認したことはない。システムダイナミクスについての基本的な理解も有していない。原告の講義内容を把握することもなく、また原告の講義内容を理解することもなく、無知・誤解・偏見に基づいて「偏っている」と決めつけて、教授会で多数の教員が参加する公の場で発言し、これを議事録に留め、科目外しの根拠としたことは極めて悪質な表現行為であり社会的相当性を逸脱するものとして違法と評価せざるを得ない。
5. システムダイナミクスは経済学の「特定の分野」ではなく、様々なすべての学問領域において用いることができる分析手法（ツール）であって、普遍的な基礎学問分野である。原告はシステムダイナミクスという手法を用いて、一般的な経済学についてマクロ経済学・ミクロ経済学全般を講義していたのであり、経済学のうち「特定の分野」だけを教えていたわけではない。そして、原告はビジネス研究科設立時に、システムダイナミクスの分析手法を利用した経済学を講義することを条件に招聘され、現に2012年度まで毎年システムダイナミクスの分析手法を利用した経済学を教授してきたのである。さらに2013年春学期開講の **BusinessEconomics** の受講生は、2012年秋学期において、既に **BusinessSystemDynamics** を必修科目として学んだものばかりであり、カリキュラムとしても綿密に設計がなされていたのである。
これを一方的に「偏った経済学である」と決めつける発言を教授会という公の場でしたことは、原告の人格・名誉を侵害するものであり違法である。
6. ちなみにシステムダイナミクスは、経済学だけではなく、ビジネス・情報科学・インフラ・エネルギー・環境・経営・数学・論理・組織論・公共政策・医療・心理学・軍事などあらゆる分野に用いることができるのであり、米国では初等・中等教育においても採用されているところもある。経済学に限られた学問ではないし、決して「偏った」ものではない（甲13ないし15参照）。
7. そして、例えば2012年秋学期にビジネス研究科に入学したメキシコからの国費留学生であるヘルベルト・ルイズ・タフォヤ氏は、ビジネス研究科あるいは浜矩子ビジネス研究科長より原告を指導教員として紹介し、2012年秋学期には **BusinessSystemDynamics** を履修して「A+」という最優秀の成績を修めている。そして2013年春学期からはシラバス通りに、**BusinessEconomics** を受講する予定であった。ところが、システムダイナミクスは偏った経済学であると決めつけられ、違法な科目外しが行われた結果、シラバスで予定されていた講義

を受講できなかった、そしてビジネス研究科ないし浜研究科長が紹介した指導教員を奪われるという事態に陥らされたのである（甲9）。国内外から入学した学生の高等教育を受ける機会、原告からすれば教授をする機会をカリキュラムの途上で一方的に奪うという結果につながっているのであり、近藤まり教授の差別発言と科目外しは明らかに学問の自由の侵害あるいは原告の学者研究者としての人格・名誉・信用に対する侵害となる。

第2. 求釈明

1. 平成25年1月9日開催「2012年度第13回ビジネス研究科教授会記録」（乙12）の記録者を明らかにされたい。
2. 同記録作成の際に録音はなされているか明らかにされたい。録音がなされている場合には録音媒体を証拠提出されたい。
3. 上記近藤まりの発言は国際プログラム委員会としての意見であるとされている。国際プログラム委員会としての意見として決定された過程を証拠資料とともに具体的に明らかにされたい。
4. 原告は2013年2月9日付で国際プログラム委員会に対して公開質問状を送付している（甲16）。ここでは「偏った経済学」とはどのような内容をさすのかなどを明らかにすることを求めているが、国際プログラム委員会あるいは近藤まり同委員会委員長からは何らかの回答もなされていない。改めて「偏った経済学」とはどのような内容をさすのか、どのような基準でどのように偏っていると判断されたのかを明らかにすることを求める。

以 上